

計画作成年度	平成29年度
計画更新年度	令和2年度 令和5年度
計画主体	男鹿市

男鹿市鳥獣被害防止計画

《連絡先》

担当部署名 男鹿市産業建設部 農林水産課
所在地 男鹿市船川港船川字泉台66-1
電話番号 0185-24-9137
FAX番号 0185-23-2424
メールアドレス nousui@city.oga.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という。）・ヒヨドリ・ムクドリ・スズメ・ニュウナイスズメ（以下「スズメ類」という。）・カルガモ・キジバト・タヌキ・アナグマ・ハクビシン・ノウサギ・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	男鹿市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品 目	被害金額（千円）	被害面積（ha）
カラス類	水稻、豆類、果樹	85	17.94
ヒヨドリ・ムクドリ・スズメ類・カルガモ・キジバト	果樹	170	35.84
タヌキ・アナグマ・ハクビシン・ノウサギ	野菜	150	14.1
ハクビシン	野菜	75	7.05
ツキノワグマ	農作物被害及び人身被害なし	0	0
イノシシ	農作物被害及び人身被害なし	0	0
ニホンジカ	農作物被害及び人身被害なし	0	0

（2）被害の傾向

本市の野生鳥獣による農作物被害は、カラス類やヒヨドリ・ムクドリ等の鳥類の被害が主であったが、近年は、タヌキやアナグマ、ハクビシン等の被害が大幅に増加している。また、ツキノワグマやニホンジカの目撃情報や生息痕跡等が確認されるなど、有害鳥獣の生息域の拡大及び増加がみられる。主な鳥獣被害の傾向は次のとおり。

【カラス類】

年間を通じて飛来しており、水稻や豆類、野菜、果樹等に被害が発生している。生息数が多いため、騒音や糞による生活環境被害も発生している。

【ヒヨドリ・ムクドリ・スズメ類・カルガモ・キジバト】

和梨やブドウ等の果樹園で収穫期直前から収穫盛期に被害が発生している。

【タヌキ・アナグマ・ハクビシン・ノウサギ】

市内全域で年間を通して被害が発生しており、特にスイートコーンやスイカなど出荷用農作物への被害が大幅に増加している。また、被害は農作物に止まらず家屋への侵入等により生活環境被害も発生している。

【ツキノワグマ】

平成29年、本市ではじめて目撃され、令和5年度には頻繁に目撃された。多数の目撃情報が寄せられていることから複数頭が生息していることも想定され、森林や水田等への出没がみられることから、今後、農作物被害や、人身被害の発生や個体数の増加等が危惧される。

【イノシシ・ニホンジカ】

少數ではあるが目撃情報が寄せられている。農作物被害は確認されていないが、今後、個体の生息域の拡大が想定され、農作物被害や人身被害等の発生が危惧されるため対策が必要となる。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値（令和5年度）		目標値（令和8年度）	
	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)
カラス類	85	17.94	65	14.0
ヒヨドリ・ムクドリ	170	35.84	140	28.0
タヌキ・アナグマ	150	14.1	120	11.0
ハクビシン	75	7.05	60	5.0
ツキノワグマ	被害なし	被害なし	—	—
イノシシ	被害なし	被害なし	—	—
ニホンジカ	被害なし	被害なし	—	—
合 計	480	74.93	385	58.0

※各対象鳥獣とも現状値より概ね20%の軽減を目標値とした。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題等
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田なまはげ農業協同組合や市が実施隊へ指示する農作物有害鳥獣捕獲事業を円滑に推進するため市単独で補助金を交付し、活動を支援している。 ・鳥類においては、水田や果樹園に個別で爆音機を設置し追い払いを行っている。 ・実施隊により、箱わなや銃器による有害鳥獣捕獲を実施している。 ・学校等の周辺からの目撃情報には、安全確保のため教育機関へ周知を図るとともに、防災行政無線によるツキノワグマの注意喚起に努めている。 ・狩猟免許等の取得費用の一部を助成し、狩猟者の確保に努めている。 ・捕獲用の箱わなの整備により、捕獲体制の強化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・獵友会員の高齢化及び減少により担い手不足が懸念される。 ・ツキノワグマなど新たな鳥獣の出没が確認されており、人身被害等が危惧される。今後、定着及び生息域の拡大等が懸念されるため、被害を未然に防ぐために迅速な対応と体制を整備する必要がある。
防護柵の設置に関する取組	特になし	特になし

(5) 今後の取組方針

- ・被害防止計画は、有害鳥獣被害防止対策と捕獲の取組を基本に、秋田県の第13次鳥獣保護管理事業計画と第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、銃器や箱わな等による効果的かつ適正な捕獲を実施する。また、男鹿市鳥獣被害防止対策協議会を中心に被害の発生しやすい地域での効果的な捕獲方法の研究や捕獲機材の導入、整備を進める。
- ・ツキノワグマについては、近年目撃情報が多発しており、農作物・人身被害はこれまで発生していないが、今後発生するおそれがあるため、令和3年度に策定したツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルを基に関係機関と連携した体制の強化に努める。被害防止策については鳥獣被害対策実施隊が中心となり、被害防止活動を実施していく。
- ・実施隊員が、積極的に研修等を受講し、大型獣捕獲に関する知識の向上を図るとともに実技訓練等による捕獲技術の研鑽に努める。
- ・農家に対し、鳥獣をおびき寄せる事のないよう、作物の廃棄物や放置農作物などの誘引物の除去について周知を図るほか、被害防止に関する研修会等へ積極的に参加するよう促し、被害防止対策についての知識の向上や情報収集に努める。
- ・獵友会と連携しながら新規狩猟免許取得者の掘り起こしによる担い手確保を模索するとともに、地域ぐるみの被害防止体制の確立を目指すほか、被害情報の収集に努める。
- ・ツキノワグマが出没した際は、速やかに防災行政無線で周知徹底を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・対象鳥獣の捕獲等に関しては、引き続き、男鹿地方獵友会、若美獵友会からの協力を得て実施していく。
- ・市が保有する箱わなを有効活用しながら、必要に応じて設置数を追加するなど効率的な捕獲活動を行う。
- ・ツキノワグマ等の大型獣が出没した際に、速やかに対応できるよう連絡網を整備し、早期出動を可能とする。
- ・箱わなや散弾銃を利用した有害鳥獣捕獲を実施しているが、仕留められない距離での捕獲の際はライフル銃が必要である。ライフル銃の使用にあたっては、散弾銃と同様に安土（バックストップともいう）の確認を徹底する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	カラス類・ヒヨドリ ムクドリ スズメ類・カルガモ・キジバト タヌキ・アナグマ ハクビシン ノウサギ ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">・法定猟具を活用し、適正な捕獲を実施する。・対象鳥獣による被害に応じ、効果的な捕獲機材の導入を行う。・担い手の育成に関し、獵友会等と新規狩猟免許取得者の育成方法について協議・検討を行う。・他市町村の事例などを研究し、担い手の育成確保に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

【カラス類】

被害が広範囲。かつ多品目に及んでいることから、可能な限り捕獲数を増加させる。

【ヒヨドリ・ムクドリ・スズメ類・カルガモ・キジバト】

現状の捕獲数を基礎として、被害の状況により適正な捕獲数を設定する。

【タヌキ・アナグマ・ハクビシン・ノウサギ】

具体的な捕獲頭数は設定しないが、被害及び生息頭数が増加傾向にあることから、可能な限り捕獲数を増加させることを目標とする。

【ツキノワグマ】

民家の近くや通学安全道、農地周辺など人身被害の恐れがある場合を優先し、秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）に基づき安全かつ効果的な方法による必要最小限の捕獲を行う。

【イノシシ・ニホンジカ】

農作物被害は発生していないため具体的な捕獲数は設定しない。

今後、被害が確認された場合は捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス類	250	250	250
ヒヨドリ	100	100	100
ムクドリ	100	100	100
スズメ類	50	50	50
カルガモ	50	50	50
キジバト	10	10	10
タヌキ	可能な限り捕獲を実施する		
アナグマ	可能な限り捕獲を実施する		
ハクビシン	可能な限り捕獲を実施する		
ノウサギ	可能な限り捕獲を実施する		
ツキノワグマ	第5次ツキノワグマ管理計画の個体管理数に基づく捕獲数		
イノシシ	被害状況に応じて捕獲を実施する		
ニホンジカ	被害状況に応じて捕獲を実施する		

捕獲等の取組内容

被害状況や目撃情報に応じて、各種団体と連携を図り、安全を確保したうえで、最も有効な方法、場所等で捕獲を実施する。

捕獲の実施予定期は、農作物被害が発生する時期であって、カラス類やスズメ類等の鳥類は4月から10月頃を中心に行う。また、獣類については、農作物の被害状況等に応じて、年間を通して捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

有害鳥獣による農作物被害防止のため、わなや散弾銃を利用した捕獲を実施しているが、ツキノワグマ等の大型獣類に対して散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用にあたっては、安土（あづち：バックストップともいう）の確認を徹底すると共に、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性の確保を徹底するものとする。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
男鹿市全域	ツキノワグマについては、人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和6年度～令和8年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	被害状況と被害地域の地理的な条件を総合的に判断し、集落住民等関係者と協議のうえ、対応を検討していく。

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	カラス類 ヒヨドリ ムクドリ スズメ類 カルガモ キジバト タヌキ アナグマ ハクビシン ノウサギ ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて実施隊による見回りなどを行う。 ・農家に対して、鳥獣をおびき寄せる原因となる農作物等を野外に放置せず適切な処分をしてもらうよう周知徹底を図る。 ・被害防止のため、行政や秋田なまはげ農業協同組合、地元自治会などの関係団体による協力と連携により、研修会や講習会等を開催し地域ぐるみで被害防止意識の高揚を図る。 ・被害防止に関する知識や技術の向上と、被害防止対策の普及啓発に努める。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、または生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の名称

関係機関の名称	役割
男鹿市	・情報収集、関係各課、関係機関等への情報提供及び連絡調整 ・有害鳥獣捕獲等の許可。
	・組織への提言、情報提供、連絡調整 ・防災行政無線による注意喚起
	・幼稚園・小中学校への注意喚起等 ・保育園・児童クラブへの注意喚起等
	・関係機関等への注意喚起等
男鹿地方猟友会 若美猟友会	・捕獲に直接携わる立場から、捕獲活動や対策への助言・指導を行うとともに 安全講習会の開催等により安全管理に努める。

男鹿市鳥獣被害対策実施隊 (男鹿地方猟友会、若美猟友会)	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲許可に基づき、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動を行う。また、パトロール活動等被害防止に努める。 ・現場責任者は、現場ごとの安全確保のための手順を定め、実施隊員に周知徹底を図る。
秋田なまはげ農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等の自主防除対策の周知及び緊急対応の指導や情報提供。
秋田地域振興局農林部 森づくり推進課 農業振興普及課	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲等の許可 ・狩猟免許取得の促進、適正な捕獲指導等 ・被害防止対策の指導等
男鹿警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報の確認及び関係機関への情報提供 ・注意喚起のための巡回等 ・銃刀法に基づく安全管理指導や助言 ・現場の安全確保及び情報収集 ・被害状況の情報提供や鳥獣捕獲への協力
男鹿地区消防一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供及び注意喚起 ・状況に応じた対応

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

6. 被害防止策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	・男鹿市鳥獣被害防止対策協議会
--------	-----------------

構成機関の名称	役 割
男鹿市産業建設部農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の事務局及び鳥獣による農作物の被害状況とその対応。 ・関係機関への情報提供及び注意喚起 ・実施隊として被害防止対策を実施する。
男鹿地方猟友会 若美猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲活動に関する取組と意見提言
秋田なまはげ農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害の状況把握と情報提供
男鹿市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の情報提供
男鹿森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材の実施や情報提供等
秋田県鳥獣保護巡視員	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣被害対策活動の監視や指導、助言
男鹿警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・銃刀法に基づく安全管理指導や助言 ・現場の安全確保及び情報収集 ・被害状況の情報提供や鳥獣捕獲への協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
秋田広域農業共済組合	・農作物等の被害の把握と情報提供
秋田地域振興局農林部	・有害鳥獣捕獲等の許可 ・狩猟免許取得の促進、適正な捕獲指導等 ・被害防止対策の指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【対象鳥獣／ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ】

鳥獣被害対策実施隊のうち鳥獣捕獲員は、猟友会員の中から対象鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者であって、捕獲を適切かつ効果的に行うことができる技能を有する者により組織する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

新たな有害鳥獣の出現や農作物被害の拡大などがみられる場合には、協議会の構成機関の追加や、その役割などについて再検討し、体制の強化を図る。

また、鳥獣被害対策実施隊の構成や規模、活動内容についても被害の状況に応じて適宜見直し、効果的な体制づくりを図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等した対象鳥獣の処理については、「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」並びに処理に関する法令等に基づき、適正に処理するものとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現段階では、衛生基準を満たす処理施設がなく、対象鳥獣の捕獲頭数も少ないとから、食品としての流通、販売は困難である。

9. その他被害防止対策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施に当たっては、隣接する市町村との情報交換を行いながら、生息数の把握に努める。

また、今後、新たな有害鳥獣の出現や頭数増加等により、計画が現況に適さないと判断されるときには、本防止計画は、必要に応じて内容の見直し、変更を行い効果的な被害防止対策に努める。